

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

#### ○ 国会職員法の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 3 日 号外 255 号 7 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 3 日 法律第 60 号
【管轄省庁】	国会
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日
【法令のあらまし】	<p>① 国会職員の昇任及び転任は、各本属長が、国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行う。(第3条の2第1項関係)</p> <p>② 各本属長は、国会職員を降任させる場合には、当該国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる職を命ずる。(第3条の2第2項関係)</p> <p>③ 国際機関に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会職員の昇任、降任及び転任については、①・②にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができる。(第4条の2第4項関係)</p> <p>④ ①～③の標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定める。(第3条の2第4項関係)</p> <p>⑤ 国会職員の執務については、各本属長が定期的に人事評価を行い、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。(第6条関係)</p> <p>⑦ 各本属長は、⑤の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。(第7条関係)</p> <p>⑧ ⑤～⑦は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各</p>

## WestlawJapan 法令あらまし

	<p>議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。(第8条関係)</p> <p>⑨ 国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員考査委員会の審査を経なければならない。(第9条第2項第3項関係)</p> <p>⑩ 本人の意に反する降任又は免職について、新たな人事評価制度の導入に伴う規定の整備を行った。(第11条第1項関係)</p>
【改正される法令】	国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）